

インボイス、益税、DX

東京財団政策研究所 研究主幹 **森信 茂樹**

2023年10月から、消費税のインボイス制度が始まる。これは、適格請求書等保存方式と呼ばれ、消費税にまつわる様々な課題を解決するものである。しかし、依然一部の消費税免税事業者など反対の声がある。インボイスにはどのようなメリットがあるのか、また免税事業者はなぜ反対するのか、それは世の中に受け入れられるものなのか考えてみたい。さらに、インボイスを欧州諸国のようにデジタル化(電子インボイス)することによって、事業者の経営効率の向上が図られDX(デジタルトランスフォーメーション)経営につながることも述べてみたい。

インボイス導入の最大の意義は、消費税制度に対する国民の信頼度を上げるためである。現在制度は、事業者が取引総額から逆算して消費税額を計算し納税する方式で、消費税を負担しない免税事業者との取引も仕入れ税額控除の対象とされる。したがって、免税事業者と取引する場合、支払われた消費税額の一部が、国に納付されず事業者の懐にとどまる「益税」が生じるとしてマスコミなどから非難を受け、消費税制度の信頼に影響を与えてきた。

筆者の原稿料を例にとって説明してみた

い。原稿料は消費税の課税対象であるので、出版社は筆者に、原稿料(例えば100)に消費税分の10%を加算した110(所得税源泉徴収分は考えない)を支払う。一方筆者は免税事業者(課税売上げ1,000万円以下)なので、消費税の申告・納付をする必要はない。そこで筆者の原稿料に係る消費税分の10は、「益税」ということになる(ただし筆者の所得に加算され所得税は負担)。法律に従っておりやましいところはない。

インボイス制度開始後はどうなるのか。筆者は免税事業者なのでインボイスは交付できない。出版社は、免税事業者との取引なので、仕入れ税額控除が制限される。その結果、筆者に支払う原稿料は10だけ少なく100ということになる(と思われる)。手取りが少なくなる筆者が、これまで通りの110を要求すると、出版社は、仕入れ控除ができる課税事業者と同額で原稿を依頼する方が有利(仕入れ税額控除ができる)なので、筆者は仕事を奪われかねない。それを避けるには、筆者が課税事業者になるという方法がある。

こうして「消費税」分が受け取れず売上げが減少する免税事業者は、インボイス反対論につながっていく(と推察される)。

インボイス制度は、従来の請求書などに「登録番号」、「適用税率」「消費税額等」の記載を義務付けることにより「益税」の発生を食い止め、基幹税である消費税の国民からの信頼を高めるためであることをしっかり理解する必要がある。

またインボイスは、事業者間取引における消費税額を「見える化」することになり、事業者間の取引に係る消費税額を転嫁しやすくするという効果もある。

もう一つ大きなメリットがある。それは、標準化されたデジタルインボイス（電子インボイス）を導入することによって、バックオフィス業務の近代化を進め、リアルタイム経営による効率化、DX経営が可能になることである。

現在、デジタル庁が旗を振って、デジタルインボイスの標準仕様（日本版ペポル）をもとにしたシステムやソフトの開発が進んでいる。欧州ではデジタルインボイスが、VAT支払いのためだけでなく、受発注、支払いなど一連の証票と連動し、調達システム、会計・税務処理、さらには経営判断の効率化に役立っている。サービスを提供するオラクルなど一大産業群も存在している。

インボイス制度導入の機会に、個人事業主も含めバックオフィス業務の事務を近代化し、標準仕様に沿った業務ソフトの普及により事業者の負担軽減や会社経営の効率化を進めることは、「絶好のチャンス」ととらえる必要がある。